

福山市生涯学習活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市生涯学習振興基金条例（平成3年条例第7号）の規定に基づき、学習団体の自主的・主体的に企画・実施される生涯学習活動に要する経費に対し補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「学習団体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本市内に住居を有し又は勤務している者が過半数以上参加している団体で、社会教育法第10条に規定する団体
- (2) 自主的・主体的学習活動を主たる目的とした5人以上の学習グループを対象とする
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象としない。
 - (1) 暴力団（福山市暴力団排除条例（平成24年3月16日条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第3号の暴力団員等をいう。）がその学習活動を支配する団体
 - (3) 営利活動、政治活動又は宗教活動を主たる目的とする団体

(対象活動)

第3条 補助金交付の対象となる活動は、次に掲げる学習団体の自主的・主体的な学習活動とし、学習成果が広く社会に還元されるようなものとする。ただし、他に補助金を受けている活動は対象としない。

- (1) 子育て支援に関する活動
- (2) 高齢者福祉や障がい者の社会参加・参画に関する活動
- (3) 芸術、ものづくりをはじめとした創作活動や文化財の保護に関する活動
- (4) 人権、環境、福祉、男女共同参画、教育など、現代的課題に関する活動
- (5) NPO等市民活動団体や、企業、大学等との連携に関する活動
- (6) 児童・生徒の学校外活動の促進に関する活動
- (7) 生涯スポーツの啓発・普及活動

(補助金額)

第4条 補助金の額は、1つの学習活動に対して補助対象経費の2分の1以内で、上限を5万円とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 福山市補助金交付規則(昭和41年規則第17号。以下「規則」という。)

第4条第3号の規定により補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 資金計画書
- (2) 申請団体概要

(補助金の交付の決定)

第6条 前条に規定により補助金の交付の申請があったときは、市長はその内容を審査し、生涯学習振興基金運営協議会は申請内容について、評価及び審査し補助金の交付を決定する。

2 市長は、補助金の交付決定を行ったときには、速やかにその結果を学習団体に通知するものとする。

(補助の優先基準)

第7条 前項の補助金交付の決定に際しては、次に掲げるものに該当する学習活動を優先するものとする。

- (1) 将来的に自立的な継続学習につながるもの
- (2) 新設ないしは活動期間の短い団体
- (3) 人材育成を含め広域的に発展が見込めるもの
- (4) 当該年度内に一定の学習の成果が見込まれるもの
- (5) 学習内容や成果が、社会啓発や公共の利益につながるもの
- (6) 過去に当該補助金を受けていないもの

(補助金の交付)

第8条 補助金は、1団体につき、1年度当たり1つの学習活動に対してのみ交付することができる。

2 補助金は、1団体の市長が同一とみなす学習活動につき、2年度を限度として交付することができる。ただし、学習活動に一定の成果や効果が見られる場合で、協議会において補助金の交付が特に必要であると認められるものについては、3年度を限度として交付することができる。

3 市長は、相当の理由があると認める場合は、補助金の前金払いをすることができる。

(成果の公表)

第9条 採択団体は、市長が指定する期日に成果を公表するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。